

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八〇一人
鳴門	一六、三六五人
小松島・勝浦	一一、七六六人
阿南	二〇、四五六人
吉野川	一一、六八四人
阿波	一〇、六〇一人
美馬	一〇、八六〇人
三好第一	七、五二〇人
名西	八、八三四人
那賀	二、四四六人
海部	五、八八一人
板野	二七、二七五人
三好第二	四、〇五一人